

磯子区ふれあい助成金 & 磯子区社会福祉協議会団体助成金 変更点

	書類該当箇所	内容	令和6年度	令和7年度
1	てびきP1	申請書・報告書の提出	原本1部と写し1部	原本1部 ※団体でも控えを必ず保管してください
2	てびきP5-1 申込書	代表者、連絡担当者、会計責任者の提出	代表者もしくは連絡担当者は会計責任者と重複しないこと	円滑な団体運営を行っていく上で、運営に携わる者が複数名いることが望ましいため、代表者・副代表者・会計担当者の3名の連絡先を提出。その内1名を連絡担当者として指名する。 ※副代表は助成金申請のための副担当と位置づける。 ※会則変更は求めない。 ※7年度の申請で3名の選出が難しい場合は、代表者と会計責任者の2名のうち1名を連絡担当者としても可。 ※団体助成金は従来通り代表者もしくは連絡担当者は会計責任者と重複しないこと。
3	てびきP5-2-①	助成対象事業	記載無し	「宿泊・日帰りハイク活動」は、当事者団体及び家族会、訓練会が企画する事業が対象。（参加者が家族のみの事業は対象外。
4	てびきP6-2-⑪ 申込書	保育活動を行う団体の「認可外保育施設設置届」の提出	届出の有無は、助成金申請要件ではない（記載なし）	保育活動を行う団体については「認可外保育施設設置届」の行政への提出を必須とする。 ※申請書「団体の状況について」の「保育活動」の該当項目をチェック
5	てびきP6-2-⑥	助成対象外	—	「横浜市親と子のつどいの広場事業補助金」を追加

6	てびきP9-8-①	助成の取消・返還の要件	<ul style="list-style-type: none"> 回数、サービス受益者数などの助成条件のうち、1項目でも達成率が70%に達していない場合、返還を求める。 複数の助成条件を満たさない場合は、達成率の低い方を基準にして返還を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 回数については、各助成条件の基準を下回る場合に、その実績が該当する助成上限額と、助成を受けた額との差額の返還を求める。 人数については、各助成条件の達成率が80%に達していない場合に、1つ下の助成条件の助成上限額と、助成を受けた額との差額の返還を求める。 複数の助成条件を満たさない場合は、返還額の大きい方を基準にして返還を求める。 																														
	例	<p>「集いの場活動：年10回以上・1回5名以上」の助成条件で8万円の助成を受けたAサロン</p> <p>◆年8回しか実施できず回数未達成の場合 年6～9回（助成上限額5万円）の助成条件に該当するため、助成を受けた額との差額を返還 8万円 - 5万円 = 3万円（返還額）</p> <p>◆1回あたりの平均人数が4名だった場合 5名 × 0.8 = 4名で、達成率80%を満たしているため、返還不要</p> <p>◆1回あたりの平均人数が3名だった場合 達成率80%に達していないため、1つ下の助成条件（年6～9回、助成上限額5万円）と、助成を受けた額との差額を返還 8万円 - 5万円 = 3万円（返還額）</p>		<table border="1" data-bbox="1346 762 1928 1187"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業</th> <th colspan="3">条件</th> </tr> <tr> <th>年回数</th> <th>1回あたりの人数</th> <th>上限金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">集いの場</td> <td>72回以上</td> <td>10名以上</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td>48回以上</td> <td>10名以上</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>36回以上</td> <td>10名以上</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>20回以上</td> <td>5名以上</td> <td>120,000</td> </tr> <tr> <td>10回以上</td> <td>5名以上</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>6～9回</td> <td>5名以上</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">【新規立上げ】 条件：年度内3ヶ月以上の活動で1回5名以上の参加</td> <td>40,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>返還額 30,000円</p>	事業	条件			年回数	1回あたりの人数	上限金額	集いの場	72回以上	10名以上	400,000	48回以上	10名以上	300,000	36回以上	10名以上	180,000	20回以上	5名以上	120,000	10回以上	5名以上	80,000	6～9回	5名以上	50,000	【新規立上げ】 条件：年度内3ヶ月以上の活動で1回5名以上の参加			40,000
事業	条件																																	
	年回数	1回あたりの人数	上限金額																															
集いの場	72回以上	10名以上	400,000																															
	48回以上	10名以上	300,000																															
	36回以上	10名以上	180,000																															
	20回以上	5名以上	120,000																															
	10回以上	5名以上	80,000																															
	6～9回	5名以上	50,000																															
	【新規立上げ】 条件：年度内3ヶ月以上の活動で1回5名以上の参加			40,000																														

7	てびきP10-8-⑤	助成の取消・返還の要件	新型コロナウイルス感染症への対応は廃止。助成区分の回数や人数の条件を満たしていない場合は、従来の返還の考え方に沿って返還。	「年度内の事業終了時に、助成金が余っている場合・自主財源未達成・複数の要件を満たしていない場合」と明記
8	申込書	他からの助成金・補助金	県共募配分金の助成対象事業となっているのは「家事・生活支援」「配食」「送迎」区分のみ	県共募配分金の助成対象事業として「集いの場」の一部（子ども未来支援費申請団体）が追加されたことにより、子ども未来支援費を申請する場合のチェック項目を追加。
9	申込書	積立金	てびきには記載あり	申込書「㊸次年度積立金」に 年数と物品名 を具体的に記入
10	申込書	事業対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童、青少年 ・ 障害児者 ・ 高齢者 ・ その他 	対象者の項目を追加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者 ・ 障害者・障害児 ・ 子ども ・ 外国籍 ・ 多世代 ・ その他